

## 【事例7】なりすまし・詐欺



◆小学生Bが通信ゲームのチャット機能を使い、偽名を名乗って、友人Aの悪口やいたずらの書き込みを行った。



◆高校男子生徒Cが、知り合いの女性Dの画像を無断で使用し架空の名を使って出会い系サイトに入会した。援助交際を装い、複数の者から、電子マネーで金銭をだましとった。

## (同様の事例)

- ◆高校生Eが自校の職員になりすまし、Twitterに職員の写真を掲載した上で、卑わいな内容の文章を複数回にわたり掲載した。
- ◆高校男子生徒Fに、知り合いのGからLINEに「〇万円振り込んでくれ」とメッセージが入った。電子マネーを購入し、カード番号を画像にして送った。後日、Gに確認をとると、「そのようなLINEは送っていない」と返信がきた。

## (未然防止)

なりすましとは、他人の名前やID、パスワード等を利用して他人のふりをし、インターネットに書き込んだりゲームをしたりすることです。これらの行為により、被害者にどのような心理的被害、金銭的損害が出るかを考えさせることが大切です。裁判所からの命令があれば、書き込みを行った人物を特定することができます。また、他人の名前を使用して嘘の書き込みをしたり、事実ではないわざを掲示板に書き込んだりした情報は永久に消えないばかりか、傷害罪や名誉毀損罪、威力業務妨害罪にもなります。さらに、他人のIDやパスワードを利用してログインすることも、不正アクセス禁止法で禁じられています。

### ■ 相手になりすまして掲示板にウソの書き込みをする。

これらの言葉や書き込みは、人の体や心を傷付けたり、他人の業務を妨害することになります。

#### ⇒ 傷害罪（刑法第204条）

[15年以下の懲役、又は50万円以下の罰金]

#### ⇒ 名誉毀損罪（刑法第230条）

[3年以下の懲役若しくは禁固、又は50万円以下の罰金]

#### ⇒ 威力業務妨害罪（刑法第234条）

[3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金]

### ■ 他人のIDやパスワードを利用してゲームをする。

インターネット上のサービスに不正にログインすることは、不正アクセス禁止法違反となります。

#### ⇒ 不正アクセス行為の禁止

#### （不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条）

[3年以下の懲役、又は100万円以下の罰金]

### ■ 電子マネーのカード番号の画像を送るように依頼し、金銭をだましとする。

金銭をだまし取る行為は詐欺罪に当たります。

#### ⇒ 詐欺罪（刑法第246条）

[10年以下の懲役、犯罪によって得たものは没収又は追徴]

なりすましの被害に遭わないためには、自分のIDやパスワードを慎重に設定し、管理する必要があることを指導します。

### パスワードの設定・管理

- ・短くて単純な文字列や誕生日などから推察されるような文字列にしない。
- ・複数のサービスで同じ文字列を使わない。
- ・他人に教えない。